

## 三重県介護福祉士会 三重県認知症介護実践者等養成事業の学則

### (事業者の名称及び所在地)

第1条 一般社団法人三重県介護福祉士会 所在地：三重県津市栄町3丁目243番地  
関権第3ビル602号（以下「当法人」という）が実施するものとする。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成18年3月31日付  
老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき、県内の高齢者介護従事者  
に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の  
向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実  
を図ることを目的として実施する。

### (研修事業の名称)

第3条 認知症介護実践者等養成研修（以下「実践者等養成研修」という）について下記  
の通りとする。

認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という）

### (実施課程及び形式)

第4条 実施課程及び形式は下記の通りとする。

基礎研修は、研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得する  
ため、集合形式で講義・演習を行う。

### (研修日程及び募集定員)

第5条 実践者等養成研修の研修日程は、受講募集時に配布するカリキュラムの通りとし、  
基礎研修は、年1回以上開催し、講義・演習1日研修とする。

定員は一回の開催にあたり20名とする。

### (受講対象者)

第6条 実践者等養成研修の受講対象者は以下の通りとする。

基礎研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以  
下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等とする。

### (研修参加費用)

第7条 実践者等養成研修参加費用は以下の通りとする。

基礎研修の受講料は4,000円とし、テキスト代（定価1,000+税）を含む。

(使用教材)

第8条 認知症介護基礎研修標準テキスト（ワールドプランニング）  
その他、研修において必要な物品・機材。

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、国標準カリキュラムと同一とする。

(講義・演習室として使用する会場の名称、所在地)

第10条 当法人研修室 所在地：三重県津市栄町3丁目243番地 関権第3ビル2階

(科目ごとの担当講師名一覧)

第11条 講師名は、研修日に配布する研修日程表の通りとする。

(募集手続き)

第12条 研修受講の申し込みは、受講申込書に必要事項を記入の上、当法人へ提出する。

(受講者の決定)

第13条 申し込みの先着順とする。

(受講手続き)

第14条 受講者の受講手続きは次の通りとする。

研修の受講にあたっては前条により決定した者には受講決定通知書及び受講票を郵送にて送付する。

(研修修了の認定方法)

第15条 実践者等養成研修のカリキュラムの全課程を履修した者。

(研修出席者の取り扱い)

第16条 研修当日、出欠の確認を行う。遅刻、早退は欠席扱いとし、補講は行わない。

(受講の取り消し)

第17条 申込者の自己都合により研修受講の辞退を行うときは当法人へ連絡する。

(募集方法)

第18条 実践者等養成研修の受講生募集は、ホームページの掲載にて行う。

ホームページのURL：<http://mie-kaifuku.com>

(募集開始日)

第19条 実践者等養成研修の募集開始は、研修日の2か月までに行う。

(修了証書の交付)

第20条 第15条 により認定された者は、当法人が「三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱」に定める修了証書を交付する。

(苦情処理)

第21条 実践者等養成研修に関して苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じたときには迅速に対応する。

(個人情報の保護)

第22条 当法人が知り得た受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報保護の方針に基づき適切に取り扱うこととする。また、受講生が受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第23条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならない措置を講じることとする。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

第25条 この学則は、令和元年8月29日から施行する。